

2025年大阪・関西万博推進本部設置要綱

(目的)

第1条 大阪・関西万博の成功のため、開催主体である国の要請のもと、博覧会協会と連携しながら、知事・市長の指揮・命令により、府市の各部局や区役所が主体的に自らが有する機能をフルに発揮し、迅速・的確に取組みを進め、万博の円滑な開催を支援することを目的として、推進本部を設置することとする。

(組織)

第2条 本部は、知事を本部長、市長を本部長代行、副知事、副本部長を副本部長とし、別表（1）に掲げる府・市の部局長・区長を本部員として組織する。

(所掌事務)

第3条 本部は、上記に掲げる目的を達成するため、次の事項をおこなう。

- (1) 2025年日本国際博覧会の推進に関すること
- (2) その他、目的を達成するために必要なこと

(会議)

第4条 本部長は、会議を招集し、これを主宰する。

- 2 本部長代行は、本部長に事故があるとき、その職務を代理する。
- 3 副本部長は、本部長、本部長代行を補佐する。
- 4 本部長は、本部の目的を達成するため必要があると認めるときは、専門家、学識経験を有する者等に対し、会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 本部に、幹事会を置き、必要に応じて開催する。

- 2 幹事会は別表（2）で掲げる総務課長等を幹事として組織し、上記に掲げる所掌事務に関する連絡調整等を行うものとする。

(専門部会)

第6条 府・市の関係部局が一体的かつ主体的に取組みを進めるための専門部会を必要に応じ設置する。

- 2 専門部会での検討・協議等のとりまとめ、進捗管理を行うため、部会長（副部会長）を置くこととする。
- 3 専門部会の中に、必要に応じWGを設置することができる。また、WGにはリーダーを置くことができる。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、大阪府・大阪市万博推進局に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、本部長と本部長代行が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表1)

| 大阪府 | 大阪市 |
|-------------|-----------|
| 危機管理監 | 副首都推進局長 |
| 政策企画部長 | 市政改革室長 |
| 総務部長 | デジタル統括室長 |
| 財務部長 | 総務局長 |
| スマートシティ戦略部長 | 都市交通局長 |
| 府民文化部長 | 北区長 |
| I R 推進局長 | 此花区長 |
| 福祉部長 | 天王寺区長 |
| 健康医療部長 | 政策企画室長 |
| 商工労働部長 | 危機管理監 |
| 環境農林水産部長 | 経済戦略局長 |
| 都市整備部長 | 中央卸売市場長 |
| 大阪都市計画局長 | 万博推進局長 |
| 会計管理者兼会計局長 | 市民局長 |
| 議会事務局長 | 財政局長 |
| 教育長 | 財政局税務総長 |
| 監査委員事務局長 | 契約管財局長 |
| 人事委員会事務局長 | 計画調整局長 |
| 警察本部長 | 福祉局長 |
| | 健康局長 |
| | こども青少年局長 |
| | 環境局長 |
| | 都市整備局長 |
| | 建設局長 |
| | 大阪港湾局長 |
| | 会計室長 |
| | 消防局長 |
| | 水道局長 |
| | 教育長 |
| | 行政委員会事務局長 |
| | 市会事務局長 |

(別表2)

| 大阪府 | 大阪市 |
|-------------------------|------------------|
| 危機管理室防災企画課長 | 副首都推進局総務担当課長 |
| 政策企画部政策企画総務課長 | 市政改革室行政改革担当課長 |
| 総務部法務課長 | デジタル統括室総務担当課長 |
| 財務部財政課長 | 総務局行政部総務課長 |
| スマートシティ戦略部スマートシティ戦略総務課長 | 都市交通局総務担当課長 |
| 府民文化部府民文化総務課長 | 北区役所総務課長 |
| I R 推進局企画課長 | 此花区役所総務課長 |
| 福祉部福祉総務課長 | 天王寺区役所事業戦略担当課長 |
| 健康医療部健康医療総務課長 | 政策企画室秘書部秘書課長 |
| 商工労働部商工労働総務課長 | 危機管理室万博連絡調整担当課長 |
| 環境農林水産部環境農林水産総務課長 | 経済戦略局企画総務部総務課長 |
| 都市整備部都市整備総務課長 | 中央卸売市場総務課長 |
| 大阪都市計画局計画推進室総務企画課長 | 万博推進局総務部総務課長 |
| 会計局会計総務課長 | 市民局総務部総務担当課長 |
| 議会事務局長総務課長 | 財政局財務部総務担当課長 |
| 教育庁教育総務企画課長 | 契約管財局契約部総務担当課長 |
| 監査委員事務局総務課長 | 計画調整局企画振興部総務担当課長 |
| 人事委員会事務局任用審査課長 | 福祉局総務部総務課長 |
| 警察本部警務部警務課長 | 健康局総務部総務課長 |
| | こども青少年局企画部総務課長 |
| | 環境局総務部総務課長 |
| | 都市整備局総務部総務課長 |
| | 建設局企画部企画課長 |
| | 大阪港湾局総務部総務課長 |
| | 会計室会計企画担当課長 |
| | 消防局総務部総務課長 |
| | 水道局総務部総務課長 |
| | 教育委員会事務局総務部総務課長 |
| | 行政委員会事務局総務部総務課長 |
| | 市会事務局総務担当課長 |

※府市共同設置部局は幹事団体側で記載